

市 会 議 案

令和2年6月定例会（令和2年6月19日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和 2 年第 89 号議案	名古屋市瑞穂公園条例の一部改正について……………	1頁
令和 2 年第 90 号議案	名古屋市市税条例等の一部改正について……………	7頁
令和 2 年第 91 号議案	名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について…	31頁
令和 2 年第 92 号議案	名古屋市入学準備金条例の一部改正について……………	33頁
令和 2 年第 93 号議案	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関 する条例の一部改正について……………	37頁
令和 2 年第 97 号議案	指定管理者の指定の変更について……………	43頁
令和 2 年第 98 号議案	指定管理者の指定の変更について……………	45頁
令和 2 年第 99 号議案	指定管理者の指定の変更について……………	47頁
令和 2 年第100号議案	指定管理者の指定の変更について……………	49頁
令和 2 年第101号議案	指定管理者の指定の変更について……………	51頁
令和 2 年第102号議案	指定管理者の指定の変更について……………	53頁
令和 2 年第103号議案	指定管理者の指定の変更について……………	55頁
令和 2 年第104号議案	指定管理者の指定の変更について……………	57頁
令和 2 年第105号議案	指定管理者の指定の変更について……………	59頁
令和 2 年第106号議案	指定管理者の指定の変更について……………	61頁
令和 2 年第107号議案	指定管理者の指定の変更について……………	63頁
令和 2 年第108号議案	指定管理者の指定の変更について……………	65頁
令和 2 年第109号議案	指定管理者の指定の変更について……………	67頁
令和 2 年第110号議案	指定管理者の指定の変更について……………	69頁
令和 2 年第111号議案	損害賠償の額の決定について……………	71頁
令和 2 年第112号議案	整備計画の変更に対する同意について……………	73頁
令和 2 年承認第 6 号	名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に関 する専決処分について……………	77頁

名古屋市瑞穂公園条例の一部改正について

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 6 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市瑞穂公園条例の一部を改正する条例

名古屋市瑞穂公園条例（昭和 59 年名古屋市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「許可」の次に「（以下「使用の許可」という。）」を加え、同条第 3 項中「第 1 項」を「使用」に改める。

第 4 条第 1 項中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「第 9 条の 2 又は都市公園条例第 4 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、都市公園条例第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、当該許可を受けた行為に係る料金」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「別表第 3」を「別表第 5」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「使用者は、利用料金」を「第 1 項の者及び使用者は、前 2 項の料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料

金を前項の指定管理者に納付しなければならない。

第5条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第6条の2第1項中「第4条第1項」を「第4条第2項」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第6」に改める。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、必要があると認めるときは、瑞穂公園施設の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

第13条第3号中「瑞穂運動場の」を「第9条の2若しくは都市公園条例第4条第1項若しくは第3項の許可又は」に改める。

別表第4を別表第6とし、別表第1から別表第3までを2表ずつ繰り下げ、附則の次に次の2表を加える。

別表第1

区 分	利 用 料 金 の 基 準 額
貼り紙、貼り札その他の方法（附属設備による場合を除く。）によって広告を表示する場合	1平方メートル1日につき 140 円
備考 利用料金の額の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が1平方メートル未満であるときは、これを1平方メートルとする。	

別表第2

区 分	利 用 料 金 の 基 準 額
1 業として写真撮影を行う場合	1人1日につき 1,300 円
2 業として映画撮影を行う場合	1件1日につき 15,000 円
3 興行を行う場合	1件1日につき 325,000 円
4 競技会、展示会、博覧会その他これに類する行事を行う場合	
(1) 営利を目的とする場合	1平方メートル1日につき 65 円
(2) その他の場合	1平方メートル1日につき 8 円
備考 利用料金の額の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が1平方メートル未満であるときは、これを1平方メートルとする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第11条第1項にただし書を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市瑞穂公園条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に行為の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、瑞穂公園に係る利用料金等について、必要な事項を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市瑞穂公園条例 (抜すい)

(使用の許可)

第3条 瑞穂運動場を使用しようとする者は、市長の許可~~(以下「使用の許可」という。)~~(以下「使用の許可」
という。)を受けなければならない。

2 (略)

3 市長は、使用
第1項の許可に際して、瑞穂運動場の管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第4条 第9条の2又は都市公園条例第4条第1項若しくは第3項の許可を受
使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に係
けた者は、都市公園条例第12条第1項の規定にかかわらず、当該許可を受け
る料金(以下「利用料金」という。)

た行為に係る料金を第10条の規定により瑞穂公園の公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項に規定する公園施設をいう。)(以下「瑞穂公園施設」という。)の管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用に係る料
金を前項の指定管理者に納付しなければならない。

$\frac{3}{2}$ 第1項の者及び使用者は、前2項の料金(以下「利用料金」という。)を
利用料金

指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

$\frac{4}{3}$ 利用料金の額は、別表第1から別表第5
別表第3までに定める基準額に0.7を乗じ

て得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定

管理者が市長の承認を得て定める額とする。

$\frac{5}{4}$ (略)

(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、前条^{第4項}_{第3項}の規定により定めた1回券の利用料金の額(駐車場の利用料金の額を除く。)から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の利用料金の額が100円未満となる場合の利用料金の額は、100円とする。

(1) } (略)
(2) }

2 (略)

(共通回数券及び共通定期券)

第6条の2 瑞穂運動場の練習プール、屋内プール及びトレーニング室を使用しようとする者は、第4条^{第2項}_{第1項}の規定にかかわらず、市長が作成する練習プール、屋内プール及びトレーニング室に係る共通回数券並びに屋内プール及びトレーニング室に係る共通定期券(以下「共通券」と総称する。)を提出し、又は提示することによっても使用することができる。

2 前項の共通券の額は、^{別表第6}_{別表第4}に定める額とする。

3 (略)

(指定管理者の指定の手続)

第11条 市長は、瑞穂公園施設の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、瑞穂公園施設の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

2 }

3 } (略)
4 }

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) } (略)
(2) }

(3) 第9条の2若しくは都市公園条例第4条第1項若しくは第3項の許可又
瑞穂運動場の

は使用の許可に関すること。

(4) } (略)
(5) }

別表第1

(略)

別表第2

(略)

別表第3
別表第1

(略)

別表第4
別表第2

(略)

別表第5
別表第3

(略)

別表第6
別表第4

(略)

名古屋市市税条例等の一部改正について

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 6 月 19 日 提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第17条の 2 第 1 項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第 2 項中「から第 3 号まで」を「及び第 2 号」に改め、同条第 3 項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第 4 項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第 6 項中「第 4 条の 7」を「第 4 条の 3」に改める。

第19条第 1 項第 1 号中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第46条の 2 の次に次の 1 条を加える。

第46条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第49条において同じ。）は、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申告書を現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに市長に提出しなければならない。

第49条中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が第46条の3の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第14条の6に次の1項を加える。

20 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第16条の2の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第14条の6第20項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

（名古屋市市税減免条例の一部改正）

第3条 名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第4条第1項第2号中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第2項中「第312条第3項第4号」を「第312条第3項第3号」に改める。

第5条第2項中「第312条第3項第4号」を「第312条第3項第3号」に、「法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人」を「法人税法第71条第1項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人」に、「連結事業年度の開始の日から6月の期間とし、同条第4項の規定により申告する場合には、連結法人税額の課税標準の算定期間」を「同項の期間」に改める。

第6条中「によって」を「により」に改め、同条第2号中「又は連結事業年度」を削る。

（税外収入の延滞金の徴収に関する条例の一部改正）

第4条 税外収入の延滞金の徴収に関する条例（昭和39年名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合（）」を「延滞金特例基準割合（）」に、「特例基準割合を」を「延滞金特例基準割合を」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中名古屋市市税条例第46条の2の次に1条を加える改正規定及び同条例第49条の改正規定並びに附則第4条の規定 令和2年12月1日
- (2) 第1条中名古屋市市税条例第13条第2項及び第19条第1項第1号の改正規定、第2条の規定、第3条中名古屋市市税減免条例第2条第1項第5号の改正規定並びに第4条の規定並びに次条及び附則第5条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第1条中名古屋市市税条例第17条の2の改正規定並びに第3条中名古屋市市税減免条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条第2号の改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和4年4月1日
- (4) 第3条中名古屋市市税減免条例第4条第1項第2号の改正規定及び附則第3条第3項の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例（以下「新条例」という。）第13条第2項及び第19条第1項第1号並びに第3条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例（以下「新減免条例」という。）第2条第1項第5号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第17条の2並びに新減免条例第4条第2項、第5条第2項及び

第6条第2号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、第1条の規定による改正前の名古屋州市税条例第17条の2並びに第3条の規定による改正前の名古屋州市税減免条例第4条第2項、第5条第2項及び第6条第2号の規定は、なおその効力を有する。

3 新減免条例第4条第1項第2号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税の課税免除及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税の課税免除について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第46条の3の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に、地方税法（昭和25年法律第226号）第384条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（延滞金に関する経過措置）

第5条 第4条の規定による改正後の税外収入の延滞金の徴収に関する条例の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税等につ

いて規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

1 名古屋市市税条例 (抜すい (第 1 条に係る部分に限る。))

(所得割の課税標準等)

第13条 (略)

- 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第 314 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、寡婦 (寡夫) 控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除する。この場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から当該控除した後の金額をそれぞれ「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」という。

(中小法人の市民税の課税の特例)

- 第17条の 2 資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) 又は人格のない社団等のうち、法人税割の課税標準となる法人税額 又は個別帰属法人税額 が年 2,500 万円以下である法人に対する各事業年度分 又は各連結事業年度分 の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に 8.4 分の 2.4 を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。
- 2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるかどうかの判定は、法第 312 条第 3 項第 1 号 及び第 2 号 から第 3 号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日現在による。

- 3 第1項の規定を適用する場合において、市内と他の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額~~又は個別帰属法人税額~~は、法第321条の13第1項の規定により関係市町村に分割される前の額による。
- 4 法人税額の課税標準の算定期間~~又は連結法人税額の課税標準の算定期間~~が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年2,500万円以下」とあるのは「2,500万円に当該法人税額の課税標準の算定期間~~又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間~~の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額以下」とする。
- 5 (略)
- 6 法人税法~~第4条の3~~~~第4条の7~~に規定する受託法人については、第1項の規定は、適用しない。

(市民税の申告等)

第19条 第8条第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 第22条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（地方税法施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314

条の2 ^{第4項}_{第5項}に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは前条第3項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）

(2) (略)

2 }
3 } (略)
7 }

第46条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第49条において同じ。）は、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申告書を現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに市長に提出しなければならない。

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第49条 固定資産の所有者が第46条^{若しくは}_{又は}第46条の2の規定^{により、又は現}_{によって}所有者が第46条の3の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合^{には}_{においては}、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

附 則

（条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合）

第14条の6 (略)

2 }
3 } (略)
19 }

20 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第16条の2の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から $\frac{\text{令和3年3月31日}}{\text{令和2年9月30日}}$ までの間(附則第16条の4第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第54条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 名古屋市市税条例附則(抜すい(第2条に係る部分に限る。))

(条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 (略)

2 }
 } } (略)
19 }

20 法附則 $\frac{\text{第64条}}{\text{第62条}}$ に規定する条例で定める割合は、0とする。

3 名古屋市市税減免条例(抜すい)

(個人の市民税の減免)

第2条 名古屋市市税条例(昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」という。)第8条第1号の市民税の納税義務者が、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要であると認める場合においては、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ当該各号に掲げる額を減免する。

(1) }
 } } (略)
(4) }

(5) 賦課期日現在、障害者、未成年者、寡婦、 $\frac{\text{ひとり親}}{\text{寡夫}}$ 又は原子爆弾被爆者

に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者（障害者である者を除く。）である者で、前年中における総所得金額等が法第295条第1項第2号に規定する額又は非課税限度額のいずれか多い額に33万円を加算した額以下のもの 税額の2分の1に相当する額

(6) }
{ (略)
(12) }

2 }
{ (略)
5 }

（法人の市民税の課税免除）

第4条 次に掲げる者に対しては、市民税を課さない。ただし、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第47条に規定する収益事業又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託の引受けを行う期間については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人並びにマンション建替組合、及びマンション敷地売却組合及び敷地分割組合

2 前項各号の判定は、法第312条第3項^{第3号}_{第4号}に規定する期間の末日現在において行うものとする。

（法人の市民税の減免）

第5条 (略)

2 前項各号の判定は、法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものにあつては、法第312条第3項^{第3号}_{第4号}に規定する期間の末日現在、その他の法人にあつては、法人税額の課税標準の算定期間（法人税法第71条第1項ただし書の規定により同項の規定による法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人
法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人が、法第

321 条の 8 第 2 項の規定により申告する場合には、同項の期間
連結事業年度の開始の日

から 6 月の期間とし、同条第 4 項の規定により申告する場合には、連結法人
税額の課税標準の算定期間とする。) の末日現在において行うものとする。

3 }
4 } (略)

(法人の市民税の減免に係る申請)

第 6 条 前条第 1 項又は第 4 項の規定 により
によって 市民税の減免を受けようとする
者は、法人の市民税の申告納付期限までに、次に掲げる事項を記載した申請
書に規則で定める書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長す
ることができる。

(1) (略)

(2) 事業年度 又は連結事業年度 の期間

(3) }
(4) } (略)

4 税外収入の延滞金の徴収に関する条例附則 (抜すい)

7 当分の間、第 1 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び
年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の 延滞金特例基
特例基準割合
準割合 (地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 附則第 3 条の 2 第 1 項に規定す
る 延滞金特例基準割合
特例基準割合 をいう。以下同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満
たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。) 中におい
ては、年 14.6 パーセントの割合にあっては その年
当該特例基準割合適用年 における
延滞金特例基準割合
特例基準割合 に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3

パーセントの割合にあつては当該 $\frac{\text{延滞金特例基準割合}}{\text{特例基準割合}}$ に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(参考 2)

参 照 条 文

- 1 地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{地方税法等の一部}}{\text{地方税法等の一部}} \right)$
を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正後
を改正する法律（令和2年法律第5号）による改正前

（市町村民税に関する用語の意義）

第292条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) }
(2) } (略)
(4) }

(4) の 2 個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であつて調整前個別帰属法人税額が0以上であるとき、又は個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であつて調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等以上であるとき 調整前個別帰属法人税額

ロ 個別帰属特別控除取戻税額等がない場合であつて調整前個別帰属法人税額が0を下回るとき 0

ハ 個別帰属特別控除取戻税額等がある場合であつて調整前個別帰属法人税額が個別帰属特別控除取戻税額等を下回るとき 個別帰属特別控除取戻税額等

$\left. \begin{array}{l} \overline{(4) \text{ の } 3} \\ \overline{(4) \text{ の } 4} \\ \overline{(4) \text{ の } 2} \\ \overline{(4) \text{ の } 5} \\ (5) \\ \text{ } \\ (14) \end{array} \right\} \text{ (略)}$

$\left. \begin{array}{l} 2 \\ \text{ } \\ 4 \end{array} \right\} \text{ (略)}$

(市町村民税の納税義務者等)

第 294 条 (略)

$\left. \begin{array}{l} 2 \\ \text{ } \\ 6 \end{array} \right\} \text{ (略)}$

7 公益法人等（法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合[、]及びマンション敷地売却組合^{及び敷地分割組合}、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち第 296 条第 1 項第 2 号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第 74 条第 1 項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第 1 項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。

$\left. \begin{array}{l} 8 \\ \text{ } \\ 9 \end{array} \right\} \text{ (略)}$

(個人の市町村民税の非課税の範囲)

第295条 市町村は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては市町村民税

(第2号に該当する者にあつては、第328条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は^{ひとり親}_{寡夫}(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 3 \end{array} \right\}$ (略)

(所得控除)

第314条の2 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

$\left. \begin{array}{l} (1) \\ \vdots \\ (7) \end{array} \right\}$ (略)

(8) 寡婦^{又は寡夫}である所得割の納税義務者 26万円

(8)の2 ひとり親である所得割の納税義務者 30万円

$\left. \begin{array}{l} (9) \\ \vdots \\ (11) \end{array} \right\}$ (略)

$\left. \begin{array}{l} 2 \\ \hline 3 \\ \hline 3 \\ 4 \\ \vdots \\ \hline 12 \\ 13 \end{array} \right\}$ (略)

(法人の市町村民税の申告納付)

第321条の8 (略)

- 2 法人税法第71条第1項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る連結法人(普通法人(法人税法第2条第9号に規定する普通法人をいう。その申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第1号に掲げる第6項及び第34項において同じ。))に限る。以下この項において同じ。))は、金額(同条第2項又は第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金その連結事業年度(連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法額)が10万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除人をいう。以下この節において同じ。))が同法第4条の5第1項又は第2項く。))は、その事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併(同法第2(同項第4号及び第5号に係る部分に限る。))の規定により同法第4条の2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。))による承認を取り消された場合(同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事り設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第64条の業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。))のその取り消され9第1項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係るた日の前日の属する事業年度(新たに設立された連結子法人のうち適格合併通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」とい(同法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この条において同う。))開始の日以後6月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日じ。))により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。))開始の日の属する通く。))を含み、新たに設立された連結法人のうち適格合併により設立された算親法人事業年度が6月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以もの以外のものの設立の日の属する連結事業年度を除く。以下この項及び第後6月を経過した日(以下この項及び第50項において「6月経過日」とい39項において同じ。))が6月を超える場合には、総務省令で定める様式によう。))において当該通算親法人との間に同法第2条第12号の7の7に規定すり、当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に、前連る通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、6月経結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法過日から2月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めると人税割額又は当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税割ころにより計算した法人税割額(第321条の11第1項において「法人税にお額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額(第321条のいて予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。))、均11第1項において「予定申告に係る連結法人の法人税割額」という。))、均等割額その他必要な事項を記載した申告書(以下この項において「法人の市等割額その他必要な事項を記載した申告書を当該連結事業年度開始の日から町村民税の申告書」という。))を当該事業年度開始の日から6月経過日の前6月の期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村民長に提

日までの期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならない。ただし、提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならない。この場前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額（同法第71条において、当該法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに条第1項第1号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準とし提出しなかつたときは、第50項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書で政令で定めるところにより計算した金額若しくは当該連結事業年度開始の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにした法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみより計算した金額が10万円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、なし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみこの限りでない。

なされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事

業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

3 （略）

4 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する

義務がある法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この節において同じ。）

がある連結子法人（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）に限る。）は、当該申告書の提出期

限までに、総務省令で定める様式によつて、当該申告書に係る連結法人税額

（法人税法その他の法人税に関する法令の規定によつて計算した法人税額（法人税法第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額に限る。）を

いう。以下この節において同じ。）に係る個別帰属法人税額、これを課税標

準として算定した法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書

をその連結法人税額の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当

する期間に限る。以下この節において同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額）を納付しなければならない。

5	
4	
6	
5	
6	
8	
7	
5	
12	
13	
9	
10	
14	(略)
15	
16	
11	
17	
5	
22	
23	
12	
5	
26	
15	

27

28

16

5

40

28

29

41

30

5

51

40

41

52

42

5

69

59

第384条の3 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又

は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録

がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有して

いる者（以下この条及び第386条において「現所有者」という。）に、当該

市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知つた日の翌日

から3月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名

称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第386条 市町村は、固定資産の所有者（第343条^{第9項}_{第8項}及び^{第10項}_{第9項}の場合に
は、これらの規定^{により}_{によつて}所有者とみなされる者とする。第393条及

び第394条において同じ。)が第383条^{若しくは}第384条の規定^{により、又}
^{又は}によつて
は現所有者が第384条の3の規定により申告すべき事項について正当な事由

がなく、申告をしなかつた場合^{には}
^{においては}、その者に対し、当該市町村の条例で10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

附 則

(延滞金及び還付加算金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第56条第2項、第64条第1項、第71条の12第2項、第71条の13第1項、第71条の33第2項、第71条の34第1項、第71条の53第2項、第71条の54第1項、第72条の44第2項、第72条の45第1項、第72条の53第1項、第73条の32第1項、第74条の21第2項、第74条の22第1項及び第2項、第88条第2項、第89条第1項、第144条の45第2項、第144条の46第1項、第169条第2項、第170条第1項、第177条の18第1項及び第2項、第196条第1項、第277条第2項、第280条第1項、第321条の2第2項、第321条の12第2項、第326条第1項、第328条の10第2項、第328条の13第2項、第368条第2項(第745条第3項において準用する場合を含む。)、第369条第1項(第745条第1項において準用する場合を含む。)、第463条第2項、第463条の2第1項、第463条の24第1項、第481条第2項、第482条第1項及び第2項、第534条第2項、第535条第1項、第607条第2項(第627条において準用する場合を含む。)、第608条第1項(第627条において準用する場合を含む。)、第687条第2項、第690条第1項、第700条の63第1項、第701条の10第2項、第701条の11第1項、第701条の59第2項、第701条の60第1項、第720条第2項、第723条第1項、第733条の17第2項並びに第733条の20第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の^{延滞金特例基準}
例基準割合(平均貸付割合(
割合(当該年の前年に^{租税特別措置法第93条第2項}^{に規定する平均貸付割合をいう。次項から第4項までにおいて同じ。)}
された割合に年1パーセントの割合

合を加算した割合をいう。以下 $\frac{\text{この項及び第5項}}{\text{この条}}$ において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 $\frac{\text{(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)}}{\text{中}}$ においては、年14.6パーセントの割合にあつては $\frac{\text{その年}}{\text{当該特例基準割合適用年}}$ における $\frac{\text{延滞金特例基準割合}}{\text{特例基準割合}}$ に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 $\frac{\text{延滞金特例基準割合}}{\text{特例基準割合}}$ に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 }
3 }
4 } (略)
5 }
6 }
5 }

2 地方税法附則(抜すい) 新旧対照 $\frac{\text{地方税法等の一部を改正する法律(}}{\text{地方税法等の一部を改正する法律(}}
令和2年法律第26号)による改正後)
令和2年法律第26号)による改正前)$

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第29条の8の2 市町村は、第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から $\frac{\text{令和3年3月31日}}{\text{令和2年9月30日}}$ までの間(附則第29条の18第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第443条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物

に対する固定資産税の課税標準の特例)

第62条 中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に生産性向上特別措置法第41条第2項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この条において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。）をした同法第36条第1項に規定する先端設備等（以下この条において「先端設備等」という。）に該当する事業の用に供する家屋及び構築物（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第349条又は第349条の2の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に0以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

3 法人税法（昭和40年法律第34号）抜すい 新旧対照 ^{（改正後）}
_{（改正前）}

(連結事業年度の意義)

第15条の2 この法律において「連結事業年度」とは、連結法人の連結親法人事業年度（当該連結法人に係る連結親法人の事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日からその終了の日までの期間とする。ただし、第1号から第3号までに掲げる法人にあつてはこれらの号に定める期間（その末日が連結親法人事業年度終了の日である期間を除く。）は連結事業年度に含まないものとし、第4号に掲げる法人にあつては最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。）は同号に定める期間とする。

(1) } (略)
(4) }

2 (略)

令和 2年第91号議案

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項第17号の 9中「第14条第 9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2年 9月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市保健衛生関係手数料条例 (抜すい)

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第 2条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
5 } (略)
(17) の 8 }

(17) の 9 医薬品医療機器等法第14条第13項第9項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認を受けた事項の一部変更の承認の申請に対する審査

医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 1品目 100円

(18) }
5 } (略)
(49) }

2 (略)

名古屋市入学準備金条例の一部改正について

名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 6 月 19 日 提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例

名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「年 5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の名古屋市入学準備金条例の規定は、延滞利息のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（理 由）

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市入学準備金条例 (抜すい)

(延滞利息)

第12条 委員会は、借受者が正当な理由がなく入学準備金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該入学準備金を返還すべき日の翌日から入学準備金の返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年 $\frac{3}{5}$ パーセントの割合を乗じて計算した額を延滞利息として徴収する。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 (略)

令和 2 年第93号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

平針黒石第二地区 整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された名古屋都市計画平針黒石第二地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------------	---

別表第 2 牛島南地区整備計画区域の項中

10分の 5。ただし、耐火建築物については、10分の 7 とする。

を

10分の 5。ただし、法第53条第 6 項第 1 号に該当する建築物（同条第 7 項の規定によりその敷地を全て

防火地域内にあるものとみなして適用する同号に該
当する建築物を含む。) については、10分の7とす
る。

に改め、同表大井町地

区整備計画区域の項中

建ぺい率の 最高限度	10分の7。ただし、耐火建築物については、10分の 9とする。
---------------	------------------------------------

を

建蔽率の最 高限度	10分の7。ただし、法第53条第6項第1号に該当す る建築物については、10分の9とする。
--------------	--

に改め、同

表徳重駅周辺地区整備計画区域の項中

建ぺい率の 最高限度	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のい れかに該当する建築物については10分の7、同項第 1号及び第2号に該当する建築物又は同条第5項第 1号に該当する建築物については10分の8）。ただ し、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線又は都 市計画道路3・4・171名古屋春木線から30メー トル以内の地域については、この限りでない。
---------------	--

を

建蔽率の最 高限度	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のい れかに該当する建築物については10分の7、同項第 1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第 1号に該当する建築物については10分の8）。ただ し、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線又は都 市計画道路3・4・171名古屋春木線から30メー トル以内の地域については、この限りでない。
--------------	--

に、

建ぺい率の 最高限度	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のい れかに該当する建築物については10分の7、同項第 1号及び第2号に該当する建築物又は同条第5項第 1号に該当する建築物については10分の8）。ただ
---------------	---

を

	し、都市計画道路 3・2・163 名古屋岡崎線から 30 メートル以内の地域については、この限りでない。
--	---

建蔽率の最 高限度	10分の 6（法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のい れかに該当する建築物については 10 分の 7、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物については 10 分の 8）。ただ し、都市計画道路 3・2・163 名古屋岡崎線から 30 メートル以内の地域については、この限りでない。
--------------	---

に、

「建ぺい率の
最高限度」

を

「建蔽率の最
高限度」

に改め、同表 錦二丁目 7 番地区整備計画区域

の項中

10 分の 4.6。ただし、耐火建築物については、10 分 の 6.6 とする。

を

10 分の 4.6。ただし、法第 53 条第 6 項第 1 号に該当 する建築物については、10 分の 6.6 とする。

に、

10 分の 6。ただし、耐火建築物については、10 分の 8 とする。
--

を

10 分の 6。ただし、法第 53 条第 6 項第 1 号に該当す る建築物については、10 分の 8 とする。

に改め、同表に次のよ

うに加える。

平針黒石 第二地区 整備計画 区域	全域用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅又は共同住宅 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これら に類するもの 3 診療所
----------------------------	---------	--

		4 上記の建築物に附属する車庫又は物置 5 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの
	敷地面積の最低限度	170 平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は 2 メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1 外壁等の中心線の長さの合計が 3 メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であること。
	緑化率の最低限度	10分の 2.5

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、平針黒石第二地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

建築基準法（昭和25年法律第201号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（建蔽率）

第53条 （略）

$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 5 \\ 5 \end{array} \right\} \text{（略）}$

$\frac{6}{5}$ 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1) 防火地域（
第1項第2号から第4号までの規定により建蔽率の限度が10
分の8とされている地域に限る。）内にある耐火建築物等
内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物

$\left. \begin{array}{l} (2) \\ (3) \end{array} \right\} \text{（略）}$

$\frac{7}{6}$ 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が $\frac{\text{耐火建築物等}}{\text{耐火建築物}}$ であるときは、その敷地は、 $\frac{\text{全て}}{\text{すべて}}$ 防火地域内にあるものとみなして、第3項第1号又は前項第1号の規定を適用する。

$\left. \begin{array}{l} 8 \\ 9 \\ 7 \end{array} \right\} \text{（略）}$

令和 2 年第97号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 124 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市総合体育館	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 名古屋市総合体育館NK 共同事業体	平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 2 年第98号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 125 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市体育館	東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号 シンコースポーツ株式会社	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
名古屋市露橋スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市稲永スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
名古屋市天白スポーツセンター	愛知県春日井市六軒屋町西3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体		

名古屋市北 スポーツセ ンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会	
名古屋市千 種スポーツ センター	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N	
名古屋市東 スポーツセ ンター	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N	

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 2 年第99号議案

指定管理者の指定の変更について

次の各表に掲げる指定管理者の指定について、指定の期間を、それぞれ各表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

1 平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 126 号議案）

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市上 社レクリエ ーションル ーム	名古屋市中区栄三丁目18 番 1 号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

2 平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 128 号議案）

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市黒 川スポーツ トレーニン グセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会	平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 2 年第100号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 127 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市港 サッカー場	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教 育スポーツ協会	平成28年4月1 日から平成33年 3月31日まで	平成28年4月1 日から令和4年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

指定管理者の指定の変更について

次の各表に掲げる指定管理者の指定について、指定の期間の一部を、それぞれ各表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

1 平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 128 号議案）

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市港 プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで
名古屋市名 城プール	名古屋市名東区猪高台一 丁目1316番地 株式会社 J P N		
名古屋市熱 田プール	東京都中央区日本橋堀留 町二丁目 1 番 1 号 シンコースポーツ株式会 社		
名古屋市楠 プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		

名古屋市富田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会		
-----------	--	--	--

2 平成29年12月8日議決指定管理者の指定（平成29年第131号議案）

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市南陽プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	平成30年4月1 日から平成33年 3月31日まで	平成30年4月1 日から令和4年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 2年第102号議案

指定管理者の指定の変更について

平成22年 9月28日議決指定管理者の指定（平成22年第 123号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市緑 寿荘	名古屋市中区新栄三丁目 32番17号 社会福祉法人九十九会	平成23年 4月 1 日から平成33年 3月31日まで	平成23年 4月 1 日から令和 4年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 2年第103号議案

指定管理者の指定の変更について

平成28年12月 7日議決指定管理者の指定（平成28年第 150号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市青 少年交流プ ラザ	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16 名古屋ユースクエア共同 事業体	平成29年 4月 1 日から平成33年 3月31日まで	平成29年 4月 1 日から令和 4年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 2 年第104号議案

指定管理者の指定の変更について

平成29年12月 8 日議決指定管理者の指定（平成29年第 150 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市国 際展示場	大阪府中央区淡路町三丁 目 6 番13号 株式会社コングレ	平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 2 年第105号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 130 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市民 会館	東京都渋谷区代々木五丁 目40番13号 共立・名古屋共立共同事 業体	平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 2 年第106号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月7日議決指定管理者の指定（平成27年第132号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市芸術創造センター	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 133 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市西 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番 1 号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	(1) 名古屋市昭 和文化小劇場 平成28年12 月 1 日から平	(1) 名古屋市昭 和文化小劇場 平成28年12 月 1 日から令
名古屋市港 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番 1 号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	成33年 3 月31 日まで (2) (1) 以外の 施設	和 4 年 3 月31 日まで (2) (1) 以外の 施設
名古屋市名 東文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番 1 号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年 4 月 1 日から平 成33年 3 月31 日まで	平成28年 4 月 1 日から令 和 4 年 3 月31 日まで
名古屋市北 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番 1 号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団		

名古屋市緑 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	
名古屋市東 文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	
名古屋市熱 田文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	
名古屋市昭 和文化小劇 場	名古屋市中区栄三丁目18 番1号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 2 年第108号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月7日議決指定管理者の指定（平成27年第134号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市音楽プラザ	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体	平成28年4月1日 から平成33年 3月31日まで	平成28年4月1日 から令和4年 3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 2 年第109号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 135 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市民 ギャラリー 矢田	名古屋市中区栄三丁目18 番 1 号 公益財団法人名古屋市文 化振興事業団	平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによ
る。

令和 2 年第110号議案

指定管理者の指定の変更について

平成27年12月 7 日議決指定管理者の指定（平成27年第 137 号議案）について、
指定の期間を、次表のとおり変更するものとする。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋市旧 川上貞奴邸	東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 アクティオ株式会社	平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで	平成28年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者の指定の期間を変更する必要があるによる。

令和 2 年第111号議案

損害賠償の額の決定について

令和元年 7 月10日、名古屋市中区栄二丁目地内の市道において、街路樹の枯れ枝が落下し、名古屋市天白区土原一丁目 169 番地の医療法人すまいるの乗用自動車が破損した事件に関し、当該被害者に対する損害賠償の額を金 1,164,418 円とするものとする。

なお、上記損害賠償金については、本市が加入している道路賠償責任保険から本市に補填される予定である。

令和 2 年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

(理 由)

この案を提出したのは、法律上の義務に属する損害賠償の額を決定する必要があるによる。

(事 実)

令和元年 7 月10日午後 4 時頃、名古屋市中区栄二丁目地内の市道において、街路樹の枯れ枝が落下し、走行中の医療法人すまいるの乗用自動車に当たり、当該乗用自動車が破損したものである。

賠償額の算出基礎は、次表のとおりである。

項 目	金 額
修 繕 費	759,418円
代 車 費	405,000円
合 計	1,164,418円

令和2年第112号議案

整備計画の変更に対する同意について

昭和45年第190号議決（昭和45年9月30日議決）に基づき同意した、本市の管理に係る指定都市高速道路を新設して、料金を徴収する名古屋高速道路公社施行の事業について、その整備計画の一部を別紙のとおり変更することに同意するものとする。

令和2年6月19日提出

名古屋市長 河 村 た かし

（理 由）

この案を提出したのは、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第2項の規定により、名古屋高速道路公社の整備計画の変更の申出に同意することについて、議決を経る必要があるによる。

別 紙

名古屋高速道路公社から同意を求められた整備計画の変更事項

1 連結位置及び連結予定施設

変更前

路 線 名	連 結 位 置	連結予定施設
(略)		
名古屋市道高速 1 号	(略)	
	名古屋市千種区鏡池通附近	名古屋市道高速 1 号四谷高針線及び名古屋市道鏡ヶ池線
(略)		

変更後

路 線 名	連 結 位 置	連結予定施設
(略)		
名古屋市道高速 1 号	(略)	
	名古屋市千種区鏡池通附近	名古屋市道高速 1 号四谷高針線及び名古屋市道鏡ヶ池線
	名古屋市中村区名駅南四丁目附近	名古屋市道下広井町線
	名古屋市中川区百船町附近	名古屋市道愛知名駅南線
(略)		

2 新設又は改築に要する費用の概算額

変更前 1 兆 6, 900 億円

変更後 1 兆 7, 470 億円

3 その他必要な基本的事項

変更前 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

(1) (略)

(2) 完成予定年度 平成32年度

変更後 新設又は改築工事の着手及び完成予定年度

(1) (略)

(2) 完成予定年度 令和 9 年度

(参 考)

参 照 条 文

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）抜粋

（地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築）

第12条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文若しくは第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

(1) 政令で指定する人口50万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。

(2) 道路法第48条の2第1項の規定による指定を受けた自動車のための一般交通の用に供する道路で都市計画において定められたものであること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) 整備計画

(2) 工事実施計画

3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。

4 } (略)
5 }

6 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項の整備計画又は第4項

第1号若しくは第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 }
8 } (略)

(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工事実施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和 2年承認第 6号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に関する専決
処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1項の規定に基づき、名古屋
市介護保険条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分により令和 2年
5月26日制定し、公布した。

上記のことについて同法同条第 3項の規定により、議会に報告し、その承認
を求める。

令和 2年 6月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第54号

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように
改正する。

第16条第 2項中「第 135条第 3項」を「第 135条第 6項」に改め、同項各号
列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 2年 6月 1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市介護保険条例 (抜すい)

(保険料の減免)

第16条 (略)

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限 (特別徴収に係る保険料の減免については、法第 135条^{第 6項}_{第 3項}に規定する特別徴収対象年金給付の支払の日) までに、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) }
3 } (略)
(4) }

3 (略)

